

(総則)

- 1 この訓令は、管理者の権限に属する人事に関する人事発令形式を定めることによって、人事管理の適正を図ることを目的とする。
- 2 全て職員の採用、昇任、転任等の人事発令は、この訓令の定めるところにより、辞令簿に登載し、人事発令通知書を交付して行うものとする。ただし、職務の特殊性等により、この訓令の定めにより難しい場合は、管理者がその都度定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、連記した通知書その他適当な方法をもって、発令に代えることができる。
  - (1) 機構改革により、係名の改称のため、多数発令する場合
  - (2) 配置換え及び昇級等多数発令する場合
  - (3) その他特に発令を要しないと認める場合

4 略称

この訓令中、法律及び条例等については、次の略称を用いる。

地方公務員法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・法  
地方自治法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・自治法  
茨城県中央環境衛生組合職員の分限に関する手続  
及び効果に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・分限条例  
茨城県中央環境衛生組合行政組織規則・・・・・・・・・・・・行政組織規則  
茨城県中央環境衛生組合職員の職の設置に関する規則・・・・・・・・職設置規則

発令形式

第1 特別職の職員

1 監査委員の発令

(議会の同意を得て選任する場合)

氏 名
茨城県中央環境衛生組合監査委員に選任する。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(職を解く場合)

氏 名
① 願により本職を免ずる。
② 本職を免ずる。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

- 1 職を解く場合の形式中①は職員の意思で退職する場合②は管理者が一方的に職を解く場合の形式である。
- 2 任期満了の場合は発令を要しない。

第2 一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く)

1 採用の発令

(採用とは、現に職員でない者を職員に任命することをいう。)

氏 名
① 茨城県中央環境衛生組合職員に任命する。
② ○級に決定する。
③ ○号給を給する。
④ ○○に補する。
⑤ ○○係勤務を命ずる。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

- 1 自治法第172条第1項に規定する職員として採用する場合の発令形式である。
  - 2 ②③は給料の発令である。
  - 3 ④は職設置規則第2条に規定する補職名である。
  - 4 ⑤は勤務部署の発令である。
- (ア) 発令の対象となる勤務場所は茨城県中央環境衛生組合事務局設置条例及び行政組織規則に規定する係名とする。

(イ) 役付職員の職に採用する場合は、組織名称を冠した補職の発令をもってこれに代え、勤務部署の発令は行わない。

## 2 昇任、昇格の発令

昇任とは、職員を現に有する職より上位の職に任命することをいい、昇格とは、現に属する職務の級より上位の級に変更することをいう。

職名氏名
① 事務局長に補する。
① ○○係事務局長補佐に補する。
① (○○係長に補する。)
② ○○級に昇格させる。
② ○号給を給する。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

### 備考

- 1 昇任のみの場合は、②の発令を要しない。
- 2 昇格のみの場合は、①の発令は要しない。
- 3 職員への昇任、昇格は採用の場合と同じである。

## 3 配置換え

(1) 役付職員の配置換えは、同等の他の役付職員の職に補することによって、役付職員以外の職員の配置換えはその勤務部署を変更することによって行う。

(役付職員の場合)

職名氏名
○○係事務局長補佐に補する。
(○○係長に補する。)
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(上記以外の職員の場合)

職名氏名
○○係勤務を命ずる。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(2) 職名換えの場合

職名換えとは、職名の現職を解任し、非技能労務職及び技能職の区分を変更することなく、他の職に任命することによって行う。職名換えには、配置換えを伴うものと、伴わないものがある。

(注) 発令の形式は、採用の場合と同じであるので省略する。

## 4 併任の発令

併任とは、任命権者の異なる他の機関の職員を、その身分を保有させたまま、その任命権者の同意を得て職員に任命することをいう。

茨城県中央環境衛生組合 氏 名
あわせて監査委員書記に任命する。
① ○○係分任出納員を命ずる。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合監査委員 氏 名

備考

①は、自治法第171条第1項に規定する出納員の発令上記以外を除き採用の発令と同じ。ただし、給料の発令は行わない。

(解く場合)

職 名 氏 名
併任を解く。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

#### 5 兼務の発令

兼務とは、同一任命権者において、職員をしてその職にあるまま更に他の職を兼ねさせることをいう。

(役付職員の場合)

職 名 氏 名
兼ねて○○係長に補する。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(勤務部署の兼務の場合)

職 名 氏 名
兼ねて○○係勤務を命ずる。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(職を解く場合)

(役付職員の場合)

職 名 氏 名
○○係長兼務を解く。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(勤務部署の兼務の場合)

職 名 氏 名
〇〇係兼務を解く。
年 月 日
茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

6 事務取扱い又は心得及び代理の発令

事務取扱いとは、役付職員に事故があるとき又は役付職員が欠けたとき、その職員が職務に従事できるようになるまでの間又は欠員の職が補充されるまでの間、臨時に欠員又は事故に係る役付職員の職又は職務を組織上同等以上の職にある職員が行う場合をいい、心得及び代理とは組織上下位の職にある職員がその職務を行う場合をいう。

職 名 氏 名
事務局長事務取扱いを命ずる。
事務局長代理を命ずる。
事務局長心得を命ずる。
年 月 日
茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

事務取扱い又は心得及び代理は、役付職員に事故があるとき又は役付職員が欠けたときに、必ず発令するというのではなく、任命権者が特に必要と認めたときに行うものである。

(職を解く場合)

職 名 氏 名
事務局長事務取扱いを解く。
事務局長代理を解く。
事務局長心得を解く。
年 月 日
茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

7 補職の発令

職 名 氏 名
〇〇に補する。
年 月 日
茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

(2以上の補職を同時に発令する場合)

職 名 氏 名
〇〇兼〇〇に補する。
年 月 日
茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

(補職を追加発令する場合)

職名氏名
兼ねて〇〇に補する。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(補職換え(役付職員への補助換を除く。)をする場合)

職名氏名
〇〇に補する。
〇〇を解く。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(補職を解く場合)

職名氏名
〇〇を解く。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

「〇〇」は、職設置規則に規定する補職名である。補職名の発令は、職員の職務内容及び責任の度を明確にするために行なうものである。

## 8 退職の発令

退職とは、職員が自発的意思により、任命権者の承認を得て、その職を退くことをいう。

職名氏名
願いにより本職を免ずる。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

## 9 法第28条(分限)の規定に基づく処分の発令

### (1) 免職の場合

免職とは、職員の意に反して退職させることをいう。

職名氏名
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第〇号の規定により免職する。
年 月 日
茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

不利益処分説明書

職 名 氏 名

(免職処分の事由)により、別紙辞令のとおり免職するものである。

なお、この処分について不服がある場合は、処分のあった日から起算して1年を経過しない期間において、処分のあった日の翌日から起算して60日以内に、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会に対して不服申立をすることができます。

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

任命権者が職員に対して、その意に反すると認める不利益処分を行うときは、法第49条第1項の規定に基づき不利益処分説明書を交付しなければならない。この説明書には、法第49条の2及び第49条の3の規定に基づき当該処分について、不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(2) 降任の場合

降任とは、職員を現に有する職より下位の職に任命することをいう。

職 名 氏 名

① ○○係長に補する。

② ( ○○係勤務を命ずる。 )

( ○○に補する。 )

○○級に降格させる。

○○号給を給する。

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

①は、組織上の降任の場合の発令である。

②は、非役付職員へ降任する場合の発令である。

不利益処分説明書

(降任処分の事由)により、別紙辞令のとおり降任を命ずるものである。

なお、この処分について・・・・・・(以下分限免職の場合と同じ)

(3) 病気休職の場合

休職とは、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させないことをいう。

職 名 氏 名
① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定により 年 月 日まで休職を命ずる。
② 休職期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80の額を給する。 (休職期間中給与は給しない)
年 月 日
茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

休職の職員に対して、休職延期の発令をする場合には、職名上に「休職」と表示する。

①については、分限条例第2条において準用する茨城町職員の分限に関する条例（昭和30年茨城町条例第30号）第4条第1項を参照のこと。

②については、分限条例第2条において準用する茨城町職員の分限に関する条例第5条第2項を参照のこと。

不利益処分説明書
職 名 氏 名
①（病名）により 年 月 日から療養休暇を承認したが、
②（病名）により 年 月 日から 年 月 日まで休職を命じたが、 なお、引き続き療養を要するので、別紙辞令のとおり休職を命ずるものである。
なお、この処分について・・・・・・・・（以下分限免職の場合と同じ）

備考

①は新たに休職を命じる場合

②は休職期間を延期する場合

（4）刑事事件休職の場合

職 名 氏 名
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる。
休職期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内の額を給する。
年 月 日
茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

備考 刑事事件休職の期間は、分限条例第2条において準用する茨城町職員の分限に関する条例第4条第3項の規定により、当該刑事事件が裁判所に係属する期

間である。

不利益処分説明書

年 月 日（刑事事件の内容）により起訴されたので、別紙辞令のとおり休職を命ずるものである。

なお、この処分について・・・・・・（以下分限免職の場合と同じ）

（５）復職の場合

復職とは、休職中の職員を職務に復帰させることをいう。

復職を命ずる。

休職職名 氏 名

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

- 1 分限条例第2条において準用する茨城町職員の分限に関する条例第4条第2項の規定により、任命権者は、休職中の職員に対して、休職期間中といえども、その事由が消滅したと認められるときは速やかに復職を命じなければならない。
- 2 復職発令は、休職職員に対して行うものであるので、その職名の上に休職と表示する。

（６）失職の場合

失職とは、職員が法第16条各号に定める欠格条項に該当することによって、法律上当然その職を離れることをいう。

職 名 氏 名

（失職した事由）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定により判決確定日付をもって失職したから通知する。

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

備考

- 1 休職職員が、失職した場合の通知は、その職名の前に「休職」と表示する。
- 2 職員が法第16条各号のいずれかに該当するに至ったときは、法第28条第4項の規定により、何らの処分を要せず自動的に失職する。この場合いわゆる辞令は必要としないが、その日をもって失職する旨通知することが適当である。

10 法第29条の規定に基づく懲戒処分の発令

（１）戒告の場合

戒告とは、職員の義務違反の責任を確認し、その将来を戒しめることをいう。

職 名 氏 名

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第○号の規定により戒告する。

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

不利益処分説明書

職 名 氏 名

（戒告処分の事由）により、別紙辞令のとおり戒告するものである。  
なおこの処分について・・・・・・・・（以下分限免職の場合と同じ。）

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

（2）減給の場合

減給とは、職員の給料の月額の一部を給与から減ずることをいう。

職 名 氏 名

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第○号の規定により○月（日）間給料月額のおお分の○の額を減給する。

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

不利益処分説明書

職 名 氏 名

（減給処分の事由）により、別紙辞令のとおり減給するものである。  
なお、この処分について・・・・・・・・（以下分限免職の場合と同じ）

（3）停職の場合

停職とは、職員の職を保有させたまま、職務に従事させないことをいう。

職 名 氏 名

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第○号の規定により 年 月 日から 年 月 日まで停職を命ずる。停職期間中はいかなる給与も支給しない。

年 月 日

茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

不利益処分説明書

職 名 氏 名

(停職処分の事由)により、別紙辞令のとおり停職を命ずるものである。  
なお、この処分について・・・・・・(以下分限免職の場合と同じ)

(4) 懲戒免職の場合

懲戒免職とは、職員の身分をその意に反して失わせることをいう。

職 名 氏 名

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項第○号の規定により免職する。

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

不利益処分説明書

職 名 氏 名

(懲戒免職処分の事由)により、別紙辞令のとおり免職するものである。  
なお、この処分について・・・・・・(以下分限免職の場合と同じ)

1 1 専従休職の発令

(1) 専従を許可する場合

職 名 氏 名

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事することを許可する。

有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(2) 許可の有効期間を延長する場合

職 名 氏 名

職員団体の業務にもつぱら従事する許可の有効期間を 年 月 日  
まで延長する。

年 月 日

茨城県中央環境衛生組合管理者 氏 名

(3) 許可を取り消す場合

職 名 氏 名  
職員団体の業務にもっぱら従事する許可を 年 月 日限り取り消し職  
務に復帰させる。  
年 月 日  
茨城県央環境衛生組合管理者 氏 名

附 則  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。